

令和7年度病虫害発生予察注意報第1号

令和7年7月11日
鳥取県病虫害防除所

注意報の概要

7月上旬現在、平坦地～中間地の一部地域では、幼穂形成期～出穂直前の水田へのイネカメムシの飛来が確認されている。今後、極早生品種から順次出穂期を迎えるにあたり、水田での発生量の増加及び被害発生が懸念されることから、被害を最小限にするために防除を徹底する。

なお、イネカメムシは他の斑点米カメムシ類と異なり、水稻を特異的に加害する。そのため、本田防除以外の対策では効果が期待できないことから、出穂期からの本田防除を徹底する。

病虫害名：イネカメムシ

- 1 対象作物 イネ
- 2 発生地域 県内全域
- 3 発生量 多い
- 4 注意報発令の根拠

- (1) 7月3～9日、病虫害防除所の中間地～平坦地の巡回調査定点11地区の幼穂形成期～出穂直前の水田（主に極早生及び早生品種）においてイネカメムシの見取り調査を実施した結果、複数地区で本種の発生を確認した（調査地区数：東部3、中部3、西部5、イネカメムシ確認地区：東部1、中部1、西部4）。発生が多いほ場では、25往復50回振りすくい取りにおいて平均虫数が40頭を超えている。
- (2) 令和6年にイネカメムシが発生した地域を中心に、幼穂形成期～出穂直前の水田へのイネカメムシの飛来が確認されている。また、粘着板によるトラップ調査においても、複数地点の水田（幼穂形成期～出穂間近）で本種の捕獲が確認されている。
- (3) 7月10日発表の向こう1か月の気象予報によると、気温は高いと予想されており、今後イネカメムシの活動及び増殖に好適な条件が継続すると予想される。



写真1 イネカメムシ成虫(体長約13mm)

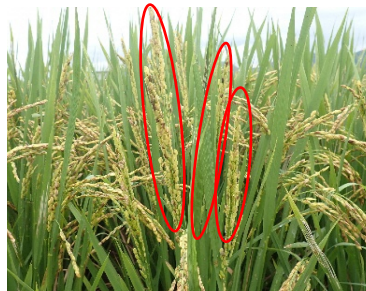


写真3 イネカメムシの加害による不稔穂（令和5年）



写真2 極早生品種ほ場に飛来したイネカメムシ
(写真提供：西部農業改良普及所、令和7年7月)



写真4 イネカメムシの加害による基部斑点米
(令和6年)

5 防除上注意すべき事項

- (1) イネカメムシは、他の斑点米カメムシ類（アカスジカスミカメ、クモヘリカメムシなど）と異なり、イネ科雑草に寄生する個体数は少なく、雑草管理では発生密度を低減できない。そのため、水和剤もしくは粉剤による本田防除を徹底する。
- (2) 発生が多い地域では、出穂期～出穂直後（不稔対策）及び穂揃い期～乳熟初期（1回目の7～10日後）（斑点米対策）の2回防除を行う。特に昨年被害が発生した多発地域では、出穂期にイネカメムシによる集中加害を受けると、著しい不稔が発生することから、減収防止のために出穂期の防除を徹底する。
- (3) 未確認地域、少発生地域では、出穂前後の慣行防除の徹底により、発生地域拡大と地域全体の発生量増加を防ぐ。
- (4) 周辺より出穂が極端に早い、又は遅いほ場では、本種の飛来が集中するため、このような条件のほ場では発生状況を注意深く観察し、発生が確認された場合は防除を徹底する。
- (5) 薬剤散布にあたっては、農薬使用基準を遵守するとともに、蜜蜂被害軽減対策などに注意する。

表1 イネカメムシに対する主な防除薬剤

薬剤名	使用時期	使用回数	IRAC コード
スタークル液剤10	収穫7日前まで	3回以内	4 A
ダントツフロアブル	収穫7日前まで	3回以内	4 A
エクシードフロアブル	収穫7日前まで	3回以内	4 C
キラップフロアブル	収穫14日前まで	2回以内	2 B
トレボン乳剤	収穫14日前まで	3回以内	3 A

注1 農薬の登録内容は令和7年7月10日現在

注2 IRAC コードは殺虫剤の作用機構による分類を示す。

（お問い合わせ）

鳥取県病虫害防除所（鳥取県農業試験場内、電話：0857-53-1345）

この情報は、鳥取県病虫害防除所ホームページでも公開しています。

アドレスは、<https://www.pref.tottori.lg.jp/boujosyo/> です。 ホームページ2次元コード

